岩手県住宅マスタープラン（抜粋）

別紙４　最低居住面積水準

最低居住面積水準は、世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準である。

その面積（住戸専用面積・壁芯）は、別紙１の住宅性能水準の基本的機能を充たすことを前提に、以下のとおりとする。

（１）単身者　　　　　25㎡
（２）２人以上の世帯　　10㎡×（世帯人数）　＋ 10㎡

注１　上記の式における世帯人数は、３歳未満の者は0.25人、３歳以上６歳未満の者は0.5人、６歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された世帯人数が２人に満たない場合は２人とする。

２　世帯人数（注１の適用がある場合には適用後の世帯人数）が４人を超える場合は、上記の面積から５%を控除する。

３　次の場合には、上記の面積によらないことができる。

①　単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合

②　適切な規模の共用の台所及び浴室があり、各個室に専用のミニキッチン、水洗便所及び洗面所が確保され、上記の面積から共用化した機能・設備に相当する面積を減じた面積が個室部分で確保されている場合

③　既存住宅を活用する場合などで、地域における住宅事情を勘案して地方公共団体が住生活基本計画等に定める面積が確保されている場合

■世帯人数別の面積例

		世帯人数別の住戸専用面積（例）（単位：㎡）			
		単身	２人	３人	４人
最低居住面積水準	居住者が全員10歳以上	25	30	40	50
	居住者のうち１名が3～5歳児	―	30	35	45
	居住者のうち２名が3～5歳児	―	―	30	40